

平成23年1月より対象拡充決定!

住宅 エコポイント
対象製品

今がお得な!
住宅版
エコポイント
制度

エコリフォーム、エコ住宅の新築は、
カネライトフォーム®にお任せ!

JIS A 9511 A種押出法ポリスチレンフォーム保温板

エコリフォームの場合

対象となる期間

平成22年1月1日～平成23年12月31日に工事着手*したものと

平成21年度第2次補正予算の成立日(平成22年1月28日)以降に工事が完了したものに限り

※工事着手とは、ポイント対象工事を含むリフォーム工事全体の着手をいいます。

工事内容

次の①又は②の改修工事

- ①窓の断熱改修
- ②外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

●これらに併せて、バリアフリーリフォーム(手すりの設置、段差解消、廊下幅等の拡張)、住宅設備(太陽熱利用システム、節水型トイレ、高断熱浴槽)の設置*を行う場合は、その分のポイントが加算されます。

※工事着手が、平成23年1月1日より前の場合は住宅設備の加算申請はできません。



発行ポイント数

外壁、屋根・天井、 床の断熱改修	外壁 100,000ポイント	屋根・天井 30,000ポイント	床 50,000ポイント
---------------------	-------------------	---------------------	-----------------

住宅設備の設置	太陽熱利用システム 20,000ポイント	節水型トイレ 20,000ポイント	高断熱浴槽 20,000ポイント
---------	-------------------------	----------------------	---------------------

●1戸あたりの限度は、窓の断熱改修、外壁・屋根、天井または床の断熱改修、バリアフリー改修の合計で、300,000ポイント。

断熱材の 1戸あたりの 最低使用量

断熱材最低使用量〔単位：m³〕

断熱材区分	一戸建ての住宅			共同住宅等		
	床※1	外壁	屋根・天井	床※2	外壁	屋根・天井
A-1、A-2、B						
C カネライトフォームスーパーE-I	3.0	6.0	6.0	2.5	1.7	4.0
D カネライトフォームスーパーE-II						
E カネライトフォームスーパーE-III	2.0	4.0	3.5	1.5	1.1	2.5
F						

※1:一戸建ての住宅の基礎断熱の場合の最低使用量は、床の最低使用量に0.3を乗じた値。

※2:共同住宅等の基礎断熱の場合の最低使用量は、床の最低使用量に0.15を乗じた値。

エコリフォームにカネライトフォーム®スーパーE-IIIを使用した場合

(A種 押出法ポリスチレンフォーム保温板3種b)

一戸建ての住宅の断熱材最低使用量を満たすための断熱材の必要厚さを算出した例

〈床:断熱材最低使用量=2.0m³〉

断熱材の施工面積	10坪(33m ²)	20坪(66m ²)	30坪(99m ²)
断熱材の必要厚さ	65mm	35mm	25mm
断熱材の枚数	20枚	40枚	60枚

※断熱材の枚数:断熱材寸法910×1820mm、(断熱材の施工面積/1.65m²)から算出

〈壁:断熱材最低使用量=4.0m³〉

断熱材の施工面積	100m ²	140m ²	180m ²
断熱材の必要厚さ	40mm	30mm	25mm
断熱材の枚数	61枚	85枚	109枚

※断熱材の枚数:断熱材寸法910×1820mm、(断熱材の施工面積/1.65m²)から算出

※断熱材の施工面積により、断熱材の必要厚さが変わります。

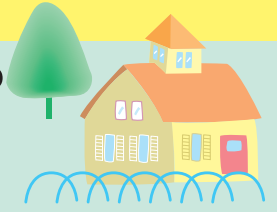
※住宅版エコポイント制度を利用する場合は、性能に応じて決められた

最低使用量以上の量の断熱材を使用する必要がありますので、ご注意ください。



kaneka

エコ住宅の新築の場合



対象となる期間

平成21年12月8日～平成23年12月31日に建築着工^{*}したもの

平成21年度第2次補正予算の成立日(平成22年1月28日)以降に工事が完了し、引き渡されるものに限る。^{*}建築着工とは、根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手をいいます。

工事内容

次の①又は②に該当する新築住宅

①省エネ法のトップランナー基準(住宅事業建築主の判断の基準)相当の住宅

②省エネ基準(平成11年基準)を満たす木造住宅

●ポイントの申請には、基準を満たすことを証明するための登録住宅性能評価機関等の証明を受ける必要があります。これに併せて、**太陽熱利用システムの設置^{*}**を行う場合は、その分のポイントが加算されます。

^{*}建築着工が、平成23年1月1日より前の場合は太陽熱利用システムの設置の加算申請はできません。

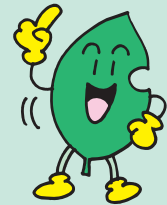
●トップランナー基準相当の住宅

トップランナー基準で求める水準は、省エネ判断基準を満たす外壁、窓等を有する住宅に、平成20年時点での一般的な設備を備えた場合のエネルギー消費量と比べ、概ね10%の削減に相当したものです。

省エネルギー対策等級4 + 高効率給湯設備等を備えた住宅など。

●省エネ基準(平成11年基準)を満たす木造住宅

省エネルギー対策等級4を備えた住宅。



発行されるポイント数

『1戸あたり300,000ポイント』(太陽熱利用システムを設置した場合は、320,000ポイント)

●エコリフォームとエコ住宅の新築では、対象となる期間が異なりますので、ご注意ください。

ポイントの申請方法

●ポイントの申請は、新築住宅の購入者、新築・リフォーム工事の発注者(通常は住宅所有者)が、住宅エコポイント事務局に対して行うものとし、全国約4,000箇所の申請窓口(指定住宅瑕疵担保責任保険法人の取次店)における申請(持参)、住宅エコポイント事務局への郵送による申請のいずれかの方法で行います。

●個人・法人の別、また、建築主・購入者の別によらず、申請することができます。

●新築住宅を対象としてポイントの発行申請ができるのは、住宅の所有者がかわっても、1住戸につき、1回のみとします。

ポイント発行の申請期限等

(1) ポイント発行の申請期限

工事種類	建て方等	ポイント発行申請の期限
エコリフォーム [*]	一戸建ての住宅 共同住宅等	平成24年3月31日まで
エコ住宅の新築工事 [*]	一戸建ての住宅	平成24年6月30日まで
	共同住宅等	平成24年12月31日まで (ただし、11階建て以上のものは平成25年12月31日まで)

^{*}平成23年12月31日までにエコリフォームの工事に着手又はエコ住宅の建築着工したものが対象になります。

(2) ポイントの交換申請期限

平成26年3月31日まで(エコリフォーム、エコ住宅の新築問わず)

注)申請期限の前に予算額に達した場合は、ポイントの発行を終了することとなります。

『住宅版エコポイントについての相談窓口』

住宅エコポイント事務局 0570-064-717 ナビダイヤル(有料)
受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日含む)

※IP電話からのお問い合わせ先(有料)

申請前の方: 03-5911-7803

申請後の方: 03-5911-7804

お電話される際は、番号のかけ間違いがないよう十分ご注意ください。

詳しくは下記ホームページをご覧ください。

住宅エコポイント事務局ホームページ

<http://jutaku.eco-points.jp>

平成11年基準(次世代省エネ基準)の緩和措置

(トレードオフ規定)

平成11年基準(仕様規定)

住宅性能表示基準 省エネルギー対策等級4対応

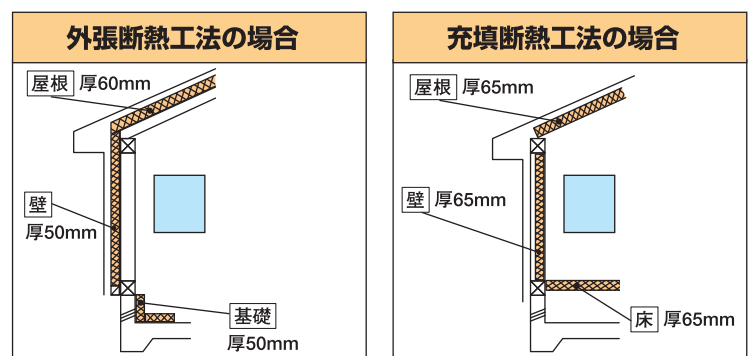
Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ地域の場合

カナライトフォーム[®]スーパーE-Ⅲ 各部位別の必要な厚さ

※開口部(窓): Ⅲ地域の場合、熱貫流率2.91W/(m²・K)以下

Ⅳ・Ⅴ地域の場合、熱貫流率4.07W/(m²・K)以下

※詳細は、住宅金融支援機構監修の住宅工事共通仕様書をご覧ください。



株式会社 カネカ

発泡樹脂・製品事業部

東京本社 東京都港区赤坂1-12-32(アーク森ビル) 〒107-6025

<販売会社>

カネカケンテック株式会社

本社・東日本事業部 東京都千代田区内幸町1-3-3

西日本事業部 大阪市西区西本町1-13-40

■ホームページアドレス

<http://www2.kenzai.kaneka.co.jp>

〒100-0011 TEL.03(3596)7011

〒550-0005 TEL.06(6531)7123